

平成19年第1回訓子府町議会臨時会会議録

議事日程

平成19年5月8日(火曜日) 午前10時00分開会

- 第1 仮議席の指定
 - 第2 会議録署名議員の指名(2名)
 - 第3 選挙第1号 議長の選挙について
 - 第4 会期の決定
 - 第5 選挙第2号 副議長の選挙について
 - 第6 常任委員の選任について
 - 第7 議席の指定
 - 第8 議会運営委員の選任について
 - 第9 議会広報特別委員会の設置及び選任について
 - 第10 選挙第3号 北見地区消防組合議員の選挙について
 - 第11 選挙第4号 北見地区衛生施設組合議員の選挙について
 - 第12 議案第27号 監査委員の選任について
 - 第13 議案第31号 平成19年度訓子府町一般会計補正予算(第1号)について
 - 第14 議案第30号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第15 議案第28号 訓子府町副町長定数条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第16 議案第29号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 所管事務調査について

出席議員（10名）

1番	橋本憲治君	2番	西山由美子君
3番	上原豊茂君	4番	河端芳恵君
5番	工藤弘喜君	6番	松浦啓博君
7番	佐藤静基君	8番	山本朝英君
9番	川村進君	10番	小林一甫君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	山田日出夫君
企画財政課長	佐藤正好君
町民課長	三好寿一郎君
福祉保健課長	佐藤純一君
農林商工課長	山内啓伸君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
施設車両課長	竹村治実君
教育課長	小野茂君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	佐藤明美君
社会教育課業務監	上野敏夫君
教育委員長職務代理者	飯田洋司君
農業委員会会長	鳥山勝見君
監査委員	四十物義雄君
選挙管理委員長	田古久君
農業委員会事務局長	菅野宏君
会計管理者	八鍬光邦君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	今田和則君

開会 午前10時00分

議会事務局長（小野良次君） 皆様、おはようございます。

それでは定刻になりました。

事務局長の小野良次です。よろしくお願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長議員が臨時の議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、川村進議員が年長の議員でありますのでご紹介いたします。川村進議員、議長席の方へお願いいたします。

（年長議員川村進議長席に着く）

臨時議長（川村 進君） ただいま紹介されました川村進です。

地方自治法107条の規定により、議長選挙の終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

開会の宣告

臨時議長（川村 進君） ただいまから、平成19年第1回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

本日の出欠を報告します。全議員の出席であります。

白崎教育委員会委員長に代わって、飯田職務代理者が出席しております。それから、上野社会教育課業務監から午前中欠席する旨の報告がありました。

町長挨拶

臨時議長（川村 進君） 選挙後、最初の議会でもありますので、会議に入ります前に、町長からのご挨拶をいただきたいと思っております。

町長。

町長（菊池一春君） 本日、平成19年第1回臨時町議会をご招集申し上げましたところ全員のご出席を賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。

平成19年4月22日執行の訓子府町長選挙の結果、町民の皆様のご支援をいただき、町長の重責を担わせていただくことになりました。

さらに、町議会議員の皆様におかれましても、厳しい選挙戦を勝ち抜かれ、栄えあるご当選を果たされましたことを心からお祝いを申し上げます。

施策の具体的な方向につきましては、6月定例町議会におきまして、町政執行方針で明らかにしてまいりたいと存じておりますが、4期16年間にわたって、町の発展に多大なる実績を上げられた深見町長のあとを受け、町長の重責を担う責任の重さを私自身痛感いたしているところでございます。厳しい財政状況にありましても、超高齢社会に対応するまちづくりや町の将来を決定すべき数多くの課題が山積している今日の状況でございます。今後4年間、全力を尽くす覚悟でございますので、議員の皆様方のご指導とご協力をこの場をお借りして切にお願いするものでございます。

今回の臨時町議会は改選後初めての議会でございます。まず、議会構成を行うものであ

りますが、人事案件としまして任期満了に伴う議会選出の監査委員の選任についてご同意をいただきたいと存じます。また、急施を要します町税条例の一部改正と、一般会計の補正予算のほか、私自身の選挙公約でもありました副町長を当分の間設置しないため、訓子府町副町長定数条例の一部の改正を、さらに、町長の給料減額するために、町長副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正を提案させていただいているところでございます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

臨時議長（川村 進君） 以上をもって、町長の挨拶を終わります。

それでは、町長以下、説明員の方は議会構成の案件が終わるまで退席をお願いいたします。

開議の宣告

臨時議長（川村 進君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

諸般の報告

臨時議長（川村 進君） 日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長（小野良次君） 本臨時会の説明員につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。説明員につきましては、初顔合わせでもありますので、関係委員長、会長、監査委員にも出席を求めています。

なお、説明員につきましては議会構成の案件が終了次第、出席していただくことになっております。

また、本臨時会には議会構成の案件が7件、町長提案の議案5件、その他、平成19年度議会運営委員会所管事務調査の議決1件があります。

以上でございます。

臨時議長（川村 進君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

仮議席の指定

臨時議長（川村 進君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席していただいている議席を指定いたします。これは議会運営基準により年齢順に決めております。

会議録署名議員の指定

臨時議長（川村 進君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により臨時議長において、橋本憲治君、小林一甫君を指名いたします。

選挙第1号

臨時議長（川村 進君） 日程第3、これより選挙第1号 議長の選挙を行います。

事務局長に説明をさせます。

議会事務局長（小野良次君） それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

選挙第1号 議長の選挙について。

地方自治法第103条第1項の規定により、議長の選挙を行うわけですが、選挙の方法につきましては、地方自治法第118条に基づいて行うことになります。

本条の第1項では、議長において行う選挙は、公職選挙法第46条第1項及び第4項、同じく第48条、同じく第68条第1項、同じく第95条の規定が適用されることになっております。

また、第118条第2項では、議員の中に1人も異議がないときは、指名の方法を用いることができるとされております。

ただいま説明いたしました選挙による場合の公職選挙法の適用条文について、ご説明をいたしたいと思います。

46条第1項及び第4項は単記無記名で自署し、投票函に投入することが規定されております。

48条は、代理投票の規定でございます。

68条第1項は、無効投票の規定でございます。

95条第1項は、法定得票数の規定であり、議長の場合、有効投票の4分の1以上の得票数でございます。

また、95条の第2項は、得票数が同数の場合、「くじ」によって当選人を決定することになっております。

以上でございます。

臨時議長（川村 進君） ただいま事務局長から説明が終わりました。

議長の選挙は投票による方法、指名推選の方法がありますが、どの方法によるかお諮りいたします。

8番、上原議員。

8番（上原豊茂君） この選挙においては、投票による選挙をお願いしたいと思います。

臨時議長（川村 進君） 山本議員。

3番（山本朝英君） 今回の選挙にあたりましては、それぞれ今後行われるであろう合併の問題、あるいは財政の問題、取りまく情勢厳しいものがございます。従って、私は氏名推選をお願いしたいと思っています。名前を言わないとならないですか。

臨時議長（川村 進君） それでは事務局長から説明を受けます。

議会事務局長（小野良次君） ただいまお話がありましたけども、1人でも投票という声がありましたら投票になるということをお願いしたいと思います。それで進めたいと思います。よろしく申し上げます。

臨時議長（川村 進君） 山本議員、おわかりいただけましたか。

投票による選挙ということで、申し上げます。

それでは次、議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

臨時議長（川村 進君） それでは、ただいまの出席議員数は10人であります。

会議規則第32条の規定により、立会人に山本朝英君と佐藤静基君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

臨時議長(川村 進君) 投票用紙の配付漏れはありませんね。

(「なし」との声あり)

臨時議長(川村 進君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(職員によって投票箱点検、「異常なし」の声あり)

臨時議長(川村 進君) 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名でございます。投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼により順次投票願います。

それでは、事務局長から説明させます。

議会事務局長(小野良次君) それでは点呼を申し上げます。

川村進議員につきましては、臨時議長でありますので、最後に投票を議長席でお願いしたいと思います。

それでは番号とお名前を呼び上げますので、順番に投票願います。

2番、小林一甫議員。3番、山本朝英議員。4番、佐藤静基議員。5番、松浦啓博議員。6番、橋本憲治議員。7番、河端芳恵議員。8番、上原豊茂議員。9番、西山由美子議員。10番、工藤弘喜議員。最後に、1番、川村進議員は議長席でお願いいたします。

臨時議長(川村 進君) 投票漏れはありませんね。

(「なし」との声あり)

臨時議長(川村 進君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票をいたします。

山本朝英君、佐藤静基君の立会をお願いいたします。

(開票)

臨時議長(川村 進君) それでは、開票結果を発表いたします。大変時間がかかりまして申し訳ありません。

選挙の結果、投票総数10票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち有効投票10票、無効投票0票です。

有効投票のうち、小林一甫君5票、橋本憲治君5票。

この選挙法定得票数は3票です。

ですから、小林一甫君と橋本憲治君の得票数はこれを超えております。

両君の得票数は同数です。この場合地方自治法118条第1項の規定により、公職選挙法第95条第2項の規定を準用いたしまして、「くじ」で当選人を決定することになります。

小林一甫君、橋本憲治君が議場におられますので、「くじ」を引いていただきます。ただし、「くじ」は2回引きます。1回目の「くじ」は、「くじ」を引く順番を決める「くじ」ですからお間違いのないようお願いいたします。2回目は、この1回目の「くじ」の順序によって「くじ」を引き当選人を決定するためのものです。

「くじ」は抽選器で行います。

また、山本朝英君と佐藤静基君、「くじ」の立会をお願いいたします。
まず、「くじ」の順序を決める「くじ」を行います。用意をお願いします。
「くじ」を引く順序を決める「くじ」を行います。

小林一甫君。

(小林一甫議員「くじ」を引く)

臨時議長(川村 進君) それでは、橋本憲治君「くじ」を引いてください。

(橋本憲治議員「くじ」を引く)

臨時議長(川村 進君) それでは、「くじ」を引く順序が決まりました。

両立会人の確認がありますので、発表いたします。

それでは、はじめに小林一甫君、2番目に橋本憲治君に「くじ」を引いていただきます。

それでは小林一甫君。

(小林一甫議員「くじ」を引く)

臨時議長(川村 進君) それでは、橋本君「くじ」を引いてください。

(橋本憲治議員「くじ」を引く)

臨時議長(川村 進君) 「くじ」の結果を報告いたします。

「くじ」の結果、橋本憲治君が当選人と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

(当選告知)

臨時議長(川村 進君) ただいま議長に当選されました橋本憲治君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

(当選人発言を求む)

臨時議長(川村 進君) 議長に当選されました橋本憲治君より発言を求められておりますので、これを許します。

(議長当選人、演台で就任挨拶)

議長(橋本憲治君) 大変、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

なおかつ、大変な重責を担ったなど。この4年間、皆様のご協力なくしてこの議会運営はありませんので、ぜひご協力をお願いするのと。なおかつ、大変この4年間厳しい財政の中で取り進めていかなければなりません。そのことについても、皆さんと議会の活性化と、なおかつ皆様のご意見を是で否で聞きまして、行政と議会と二輪の歯車のようにこれからも議会の活力のある議会にまい進をしたいと改めて重責の中で思っております。何とぞ皆様のご協力をよろしくをお願いをしたいと思います。

ありがとうございました。

臨時議長(川村 進君) これをもって、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

このあとは新議長によって議事が進行されます。

ご協力ありがとうございました。

(新議長、議長席に着く)

会期の決定

議長(橋本憲治君) 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日 1 日間といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よつて、会期は 1 日間と決定をいたしました。

選挙第 2 号

議長(橋本憲治君) 日程第 5、これより選挙第 2 号 副議長の選挙を行います。

事務局長に説明をさせます。

議会事務局長(小野良次君) それでは、議案書の 2 ページをお開きいただきたいと思ひます。

選挙第 2 号 副議長の選挙について。

地方自治法第 103 条第 1 項の規定により、副議長の選挙を行うわけですが、選挙の方法につきましては、議長の選挙と同様ですが改めて申し上げます。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条に基づいて行うこととなります。

本条の第 1 項では、議会において行う選挙については、公職選挙法第 46 条第 1 項及び第 4 項、同じく第 48 条、同じく第 68 条第 1 項、同じく第 95 条の規定が準用されることとなっております。

また、第 118 条第 2 項では、議員の中に 1 人も異議がないときは、指名推選を用いることができるかとされております。

ただいま、説明いたしました選挙による場合の公職選挙法の適用条文について説明をいたしますと、46 条第 1 項及び第 4 項は、単記無記名で自署し、投票箱に投入することが規定されております。

48 条は代理投票の規定でございます。

68 条第 1 項につきましては、無効投票の規定でございます。

95 条第 1 項は、法定得票数の規定であり、副議長の場合、有効投票の 4 分の 1 以上の得票数でございます。

また、95 条の第 2 項は、得票数が同数の場合、「くじ」によって当選人を決定することとなっております。

以上でございます。

議長(橋本憲治君) ただいま、事務局長からの説明が終わりました。

副議長の選挙は投票による方法と指名推選の方法がありますが、どの方法によるかお諮りをいたします。

上原議員。

8 番(上原豊茂君) 投票による選挙にすべきだと思います。

議長(橋本憲治君) ただいま、上原議員から投票の発言がありましたので、副議長の選挙は投票より行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(橋本憲治君) ただいまの出席議員数は 10 人であります。

会議規則第32条の規定により、立会人に松浦啓博君、上原豊茂君を指名いたします。
投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長(橋本憲治君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。ありませんね。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(職員によって投票箱点検、「異常なし」の声あり)

議長(橋本憲治君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼により順次投票を願います。

議会事務局長(小野良次君) それでは点呼を申し上げます。

橋本議長につきましては、最後に投票を議長席でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号とお名前を呼び上げます。順番に投票願いたいと思います。

1番、川村進議員。2番、小林一甫議員。3番、山本朝英議員。4番、佐藤静基議員。
5番、松浦啓博議員。7番、河端芳恵議員。8番、上原豊茂議員。9番、西山由美子議員。
10番、工藤弘喜議員。最後に、6番、橋本議長が議長席で投票いたします。

議長(橋本憲治君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

直ちに、開票を行います。

松浦啓博君、上原豊茂君の立会をお願いいたします。

(開票)

議長(橋本憲治君) お待たせいたしました。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数は10票でございます。これは先ほどの出席議員に符合いたしております。

このうち有効投票が10票であります。

有効投票のうち、小林一甫君5票、佐藤静基君4票、山本朝英君1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、小林一甫君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

(当選告知)

議長(橋本憲治君) ただいま、副議長に当選されました小林一甫君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

(当選人発言を求む)

議長(橋本憲治君) 副議長に当選されました小林一甫君より、発言を求められており

ますのでこれを許します。

(副議長当選人、演台で就任挨拶)

副議長(小林一甫君) ただいま皆様のご支持をいただきまして、副議長の大任を仰せつかりました小林であります。

これから4年間、皆様とともに町民の付託に応えていけるように、努力していきたくと
かように考えております。

橋本議長を支えながら議会が進んでいくように、皆様のご協力、ご支援をお願いいたし
まして、簡単ではありますが、副議長就任の挨拶といたします。

どうも、ありがとうございました。

議長(橋本憲治君) ここで10分間休憩をいたします。午前11時5分まで休憩をい
たします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

議長(橋本憲治君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

ここで、今後の議事運営に協議するため、若干休憩をいたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時19分

議長(橋本憲治君) 休憩前に戻り会議を再開いたします。

常任委員の選任について

議長(橋本憲治君) 日程第6、常任委員の選任を行います。

事務局長から説明をさせます。

事務局長(小野良次君) それでは、議案書の3ページをお開きいただきたいと思います
と申します。

常任委員の選任について。

訓子府町議会委員会条例第7条第1項の規定により、常任委員を次のとおり指名選任す
るものでございます。

地方自治法109条の規定では、普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会を置く
ことができ、議員は1箇の委員となる。

また、訓子府町議会委員会条例第2条では、総務文教常任委員会5人、産業建設常任委
員会5人となっております。

第3条で、委員の任期は2年、第8条で、委員長、副委員長は委員会において互選する
ことになっております。

以上であります。

議長(橋本憲治君) ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時22分

再開 午前 11時29分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、総務文教常任委員に河端芳恵君、上原豊茂君、西山由美子君、工藤弘喜君、私、橋本憲治の5名であります。

産業建設常任委員に松浦啓博君、山本朝英君、川村進君、佐藤静基君、副議長の小林一甫君の以上5名であります。

以上のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しましたとおり、常任委員に選任することに決定いたしました。ここで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午前 11時31分

再開 午後 1時00分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

休憩中に各常任委員会が開かれ、委員長及び副委員長との互選が行われましたので、事務局長に報告させます。

議会事務局長（小野良次君） それでは私のほうからご報告を申し上げます。

総務文教常任委員会委員長に上原豊茂議員、副委員長に河端芳恵議員。

産業建設常任委員会委員長に山本朝英議員、副委員長に川村進議員。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 以上をもって常任委員長、副委員長の選任の報告を終わります。

議席の指定

議長（橋本憲治君） 日程第7、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定いたします。

議席番号と氏名を、職員に朗読させます。

議会事務局長（小野良次君） それでは議席番号を申し上げます。

1番、橋本憲治議長、2番、西山由美子議員、3番、上原豊茂議員、4番、河端芳恵議員、5番、工藤弘喜議員、6番、松浦啓博議員、7番、佐藤静基議員、8番、山本朝英議員、9番、川村進議員、10番、小林一甫副議長です。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

議席が決まりましたので、それぞれただいまの指定の議席にお着きお願いをいたします。暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時03分

再開 午後 1時05分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

議会運営委員の選任について

議長（橋本憲治君） 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、工藤弘喜君、西山由美子君、小林一甫君、松浦啓博君、以上のとおり指名をしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の諸君を、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時20分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。

委員長に工藤弘喜君、副委員長に松浦啓博君が互選されましたので報告いたします。

議会広報特別委員会の設置及び選任について

議長（橋本憲治君） 日程第9、議会広報特別委員会の設置及び選任を行います。

議会広報発行に関する調査のため、6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することにいたしたいと思いを。

本委員会は、議会閉会中も調査を行うことができるものといたしたいと思いを。

これに ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

議会広報特別委員会の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、河端芳恵君、西山由美子君、工藤弘喜君、山本朝英君、小林一甫君、川村進君をそれぞれ指名いたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、議会広報特別委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時32分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

休憩中に議会広報特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。

委員長に河端芳恵君、副委員長に西山由美子君が互選されましたので、報告いたします。

ここで、一部事務組合の関係がございますので、午後1時50分まで休憩をいたしたいと思っております。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 2時00分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

選挙第3号

議長（橋本憲治君） 日程第10、選挙第3号 北見地区消防組合議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

北見地区消防組合議員に、佐藤静基君、西山由美子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名しました佐藤静基君、西山由美子君を北見地区消防組合議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました佐藤静基君、西山由美子君が北見地区消防組合議員に当選されました。

（当選告知）

議長（橋本憲治君） ただいま、北見地区消防組合議員に当選されました佐藤静基君、西山由美子君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告

知をいたします。

選挙第4号

議長（橋本憲治君） 日程第11、選挙第4号 北見地区衛生施設組合議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

北見地区衛生施設組合議員に、松浦啓博君、川村進君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名しました松浦啓博君、川村進君を北見地区衛生施設組合議員の当選人にすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました松浦啓博君、川村進君が北見地区衛生施設組合議員に当選されました。

（当選告知）

議長（橋本憲治君） ただいま、北見地区衛生施設組合議員に当選されました松浦啓博君、川村進君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時20分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

議案第27号

議長（橋本憲治君） 日程第12、議案第27号 監査委員の選任についてを議題といたします。

議員選出、佐藤静基議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象になりますので、退場をお願いいたします。

(佐藤静基議員退席)

議長(橋本憲治君) 提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書8ページでございます。

町長。

町長(菊池一春君) 議案第27号 監査委員の選任についてでございます。

人事案件でございますので、私からご提案を申し上げさせていただきます。議案書8ページでございます。

監査委員の選任につきまして、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会のご同意をいただくものでございます。

議員選出の訓子府町監査委員として、佐藤静基氏の選任にご同意をいただきたくご提案申し上げます。

なお、任期につきましては、平成19年5月8日から平成23年4月30日までの4年間でございます。

以上、監査委員の選任について、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長(橋本憲治君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

(佐藤静基議員入場)

議案第31号

議長(橋本憲治君) 日程第13、議案第31号 平成19年度訓子府町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書は17ページでございます。

企画財政課長。

企画財政課長(佐藤正好君) 議案第31号 平成19年度訓子府町一般会計補正予算(第1号)の説明を申し上げます。議案書の17ページでございます。

今回の補正は、第1条にありますように、494万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ38億1,974万1,000円とするものでございます。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページにあります第1表、歳入歳出予算補正の表のとおりであります。これについてはご覧をいただくこととし、1

9 ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

それでは19 ページ、歳入の事項別明細をご覧をいただきたいと存じます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、総額494万1,000円を追加する補正予算の内容について説明をさせていただきました。ご審議いただき、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(橋本憲治君) これより質疑を行います。1人3回まで質疑ができます。ご質疑ありませんか。

3番、上原豊茂君。

3番(上原豊茂君) ただいまの補正予算の説明の中で、20ページですか、支出項目の町有施設維持管理経費の関係でありますけれども、たまたま教員住宅における灯油漏れ処理手数料という説明でございました。

この件について、例えばこの1件だけでこのあと問題が起きないのかどうか、きちっとした管理ができていたのかどうか、その辺についてお聞かせをいただきたい。どういう形で、例えばゴム管の破損ということですが、通常きちっとした管理をしていれば、交換等も含めて問題がなかったのではないかと思うわけですが、その辺についての説明をいただきたい。

それと、児童手当等の支給変更システムの改修業務等々ですが、このシステムが制度改正によって変えなければならないと、改修しなければならないという状況が予算作成の段階でわからなかったのかどうか、当然それらについての情報を得ていたと考えられるわけですが、ここで補正を組まなければならないという点についての説明をいただきたい。

また、児童手当等について増額されると言いますが、人数の変更もあると。手当金額の変更とともに人数の変更にもよるという説明でございましたけれども、その対象がどの程度変更になっているのか。

また、それらを含めた児童対象者となる子どもたちの状況、さらに悪化というようなことも考えられるのかどうか、その辺についてもお聞かせをいただきたいと思います。

議長(橋本憲治君) 管理課長。

管理課長(平塚晴康君) 町有施設維持管理経費の中で、語学指導助手の関係でございますので、私のほうからお答えをしたいと思いますけれども、語学指導助手の住宅につきましては、町のほうでストーブ、それから配管含めて中の備品も全部すべて町のほうで用意をしております。

そして、ほかの教員住宅につきましては、それぞれ個人の所有ということになりますけれども、そういったことから今回の語学指導助手の部分については、この破損の亀裂の部分が私どもで把握できなかったということでございます。今後は、十分気をつけてまいりますというふうに考えております。

また、ほかの教職員住宅につきましては、学校もしくは本人に文書等で周知をしてこのようなことがないように進めてまいりたいというふうに考えております。

議長(橋本憲治君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(佐藤純一君) 児童手当に関しまして、2点のお尋ねかと思えます。

まず、システムの改修でございますけれども、予算編成時点でわからなかったのかとい

うことでございますけれども、今回の児童手当法の改正につきましては、3月28日に国会で法案が成立したということで、この法の施行が4月1日ということでございますので、予算編成の時点では、改正は予測はされておりましたけれども、その時点では間違いなく改正されるという状況ではなかったということで、予算に反映をすることができなかったということでございます。

それから、児童の人数でございますけれども、この分につきましては毎月状況が変わってまいります。出生ですとか、転入転出ですとか、毎月のように状況が変わってまいりますので、1月の時点で見込んだ数字よりも若干変動が出てきているということで、今回の補正予算を組ませていただいたということになりますけれども、細かく数字的な部分で申し上げますと、今回の補正額は337万円手当が増額になります。ただ、制度改正の部分で申し上げますと、今の時点で算出できる制度改正の部分につきましては、451万円ということは、差額で114万円は制度改正以外の児童数の変動による数字の動きということでございまして、これを単純に割り返しますと月平均当初予算で見込んだよりも、19人ほど子どもの数と言いますか、対象が減っているのかなというような数字の動きになってございます。

議長（橋本憲治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号

議長（橋本憲治君） 日程第14、議案第30号 町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書11ページです。

町民課長。

町民課長（三好寿一郎君） それでは議案書11ページになります。

議案第30号 町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明をさせていただきます。

町税条例（昭和25年条例第8号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

記以下を別紙としまして、改正案を12ページ以降に記載しておりますが、長文かつ複雑なため15ページ以降の町税条例の一部を改正する条例の概要の資料によりまして、主な改正点について説明をさせていただきます。

なお、今回の改正につきましては、ページ戻りますけども、11ページ下段の説明に記載のとおり、地方税法の改正などに伴い、町税条例を改正しようとするものでございますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは15ページをお開き願います。まず、町税条例改正の説明に入ります前に、平成19年度税制改正の国としての考え方及び地方税制改正の概要につきまして説明をさせていただきます。

国の考え方といたしましては、現在の社会経済構造の変化に対応して、中長期的な観点からの総合的な税制改革をしていくとし、この中で経済の国際競争力を強化し、その活性化を図りながら徹底した歳出削減を実施した上で、それでも対応し切れない社会保障や少子化などに伴います負担増に対する安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないとしております。

平成19年度の税制改正におきましては、経済成長を財政再建、さらには国民負担を可能な限り小さくすることにつなげていくという観点から、経済の成長基盤の整備に向けて税制を見直すものとなっております。

また、社会保障財源の安定的確保や税制改正で取り組むとしております経済の活性化、また急速な少子化の進行に対応する子育て支援策などの充実、地方税源の充実などの実現が求められていることから、これに応える税制の構築にあたっては、国民の所得格差や地域格差など、さらに税制の頻繁な変更による混乱回避に留意することとなっております。

なお、税制改革を推進する上では、税体系全般にわたり抜本的・一体的な取り組みが必要としながらも、地方団体間で財政力に格差があることを踏まえ地方の自立を促し、その安定した財政基盤を構築する観点から、地方の税財源のあり方を今後検討するものとなっております。このような国の方針に基づきます地方税制改正の概要ですが、最近の社会経済情勢などに対応するため、上場株式などの配当及び譲渡所得などに対します軽減税率の適用期限の延長や、信託法の改正に伴います所要の規定の整備、また高齢者・障害者などが居住する住宅で一定のバリアフリー改修工事を行った場合の固定資産税の減額措置の創設がございます。

なお、町税条例の改正には含まれませんが、低公害車に対します自動車所得税の税率の特例措置の見直しなども含まれております。

それでは資料によりまして、町税条例の主な改正点を説明させていただきます。

まず、項目1、第23条にかかります町民税の納税義務者についてですが、信託法の改正に伴いまして、所得税法において信託利益に対します課税規定の改正が行われたことから、これを受けまして新たな信託の種類であります法人課税信託について、法人課税信託の引き受けを行う個人、これは受託者と言いますけども、この受託者に関し法人課税信託の信託資産と当該受託者の固有資産と、それぞれ別のものとみなして、町民税を課税するものでございます。

なお、この規定に関します本町での適用は現在のところ該当はないものと考えております。

次に、項目2、第95条にかかりますたばこ税の税率につきましては、市町村たばこ税の税率を引き上げるもので、現行1,000本につき3,064円を3,298円に税率を改正するものでございます。

たばこ税につきましては、平成18年度に税率を1,000本につき2,743円から現在の3,064円に引き上げを行い、附則によりまして特例税率を規定しておりますが、定率減税の廃止に伴いまして附則を廃止し、改正後の税率によりまして本則税率を適用するものでございます。

次に、項目3、第142条及び第153条にかかります国民健康保険税課税額の引き上げ及び項目4、第145条にかかります国民健康保険税被保険者均等割額の引き上げについてであります。まず項目3につきましては、国保税医療費分の付加限度額が改正されたことに伴いまして、現行53万円の課税限度額を56万円に引き上げるものでございます。

また、項目4は、均等割額1人につき3万円を3万1,000円に改正をさせていただくもので、付加限度額につきましては、従前どおり法定限度額に合わせた引き上げをさせていただき、中間所得者層の負担軽減と同時に付加総額の確保を図るものですが、この限度額の引き上げにより、結果として応能割額の割合が増えることとなりますので、税負担の公平性と低所得者層の負担軽減を図るための付加割合の平準化を維持するため、今回必要最小限の範囲におきまして、均等割額の改正をさせていただくもので、平成19年度以降の年度分の国保税について適用させていただくものでございます。

次に、項目5、附則10条の2にかかります新築住宅などに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告につきましては、今回新たに住宅のバリアフリー改修にかかります固定資産税の減額措置が創設されたものでございます。

内容としましては、既存住宅において、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事が行われた場合に、翌年度の家屋にかかる固定資産税を100平方メートルまでを限度として、3分の1を減額するものでございます。

対象となる要件としましては、改修を行った住宅に65歳以上の方、もしくは要介護または要支援認定を受けている方、また障害をお持ちの方が居住していることが必要で、改修工事として、廊下の拡幅、トイレ・浴室の改修、または手すりの設置などを行い、工事費の自己負担額が30万円以上の場合対象となるものでございます。

なお、減額措置を受けるためには、改修後3ヵ月以内に申告をしていただくこととなります。

次に、項目6、附則第11条の3にかかる平成19年度、また平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例につきましては、鉄道施設と商業施設とに複合的に利用されている土地の評価方法を変更するため特例規定を定めるもので、いわゆる駅中ビジネスと呼ばれます駅構内の空きスペースに商業店舗を展開するなど、都市部におきましては土地利用の高度化が進み、鉄道施設と商業施設が混在化、重層化していつている状況から、現行鉄軌道用地または宅地のいずれかで評価していたものを複合利用鉄軌道用地として、鉄道施設部分と商業施設部分とを床面積の割合で案分して評価するものでございます。

なお、この複合利用鉄軌道用地に関します本町での適用はございません。

次に、項目7、附則第16条の2にかかりますたばこ税の税率の特例につきましては、先ほど項目2で説明をさせていただきましたとおり、定率減税の廃止に伴いまして、本則税率を適用するため附則を廃止するものでございます。

次に、項目8、附則第19条の3にかかります上場株式等を譲渡した場合の株式などに

係る、譲渡所得などに係る個人の住民税の課税の特例並びに項目 9、附則第 19 条の 6 にかかります特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例につきましては、どちらも株式の譲渡所得に対します町民税の所得割の減額措置ですけれども、この特例措置の規定内容は現行どおりといたしまして、項目 8 の上場株式関係につきましては、適用期限を平成 20 年度までから平成 21 年度までに 1 年延長をし、項目 9 の特定中小会社の関係につきましては、適用期限を平成 19 年 3 月 31 日までを平成 21 年 3 月 31 日までに 2 年延長するものでございます。

次に、16 ページにまいりまして、項目 10、附則第 19 条の 9 にかかります保険料に係る個人の町民税の課税の特例ですが、本年 1 月に新たな日本とフランスの租税条約が締結され、その中で条約相手国の社会保障制度に対して支払った保険料について、税法上の一定の範囲で自国の社会保障制度に対して支払った保険料と同様の扱いとすることとなったもので、これまで個人住民税において、社会保険料控除の対象となる保険料は、国内の社会保障制度に対して支払った保険料に限られておりましたが、この条約の実施に必要な租税条約実施特例法の改正を受けまして、日本国内居住者が平成 19 年 4 月 1 日以降に条約相手国の社会保障制度に対して支払った保険料につきまして、地方税法に規定します社会保険料とみなして地方税法の規定を適用し、社会保険料控除の対象とするものでございます。

次に、項目 11、附則第 19 条の 8 の 1 にかかります条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、我が国の居住者など租税条約相手国との間で課税上の取り扱いが異なる事業体を通じて支払いを受ける配当などについて、課税上の取り扱いを明確にするため規定が設けられたものでありますが、この規定によります軽減税率を受けられる適用期限を平成 20 年 3 月 31 日までから平成 21 年 3 月 31 日までに 1 年延長するものでございます。

なお、この規定につきましては、現時点においては条約締結国との間で課税上の取り扱いが異なる事例が発生しておりませんので、当面はこの特例の適用を見込みはございません。

次の項目 12 につきましては、地方税法などの改正に伴う対応条項番号のずれの整理及び条項追加に伴う条文整理等でありますので、説明は省略をさせていただきます。

以上が、改正する条例の概要であります。そのほとんどが地方税法の改正に伴うものとなっております。

続きまして、附則であります。議案書の 13 ページをお開き願います。下から 3 行目、附則第 1 条は、この改正条例の施行日についての規定であります。この条例は公布の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用することとしております。

また、ただし書きとして、次の各号に定めるものについては、各号に定める日としておりますので、それぞれ 13 ページから 14 ページの各号をご覧くださいこととしまして、説明を省略させていただきます。

同じく 14 ページの附則第 2 条から第 4 条につきましては、改正規定に関します経過措置でありますので、主なものにつきましては、先ほどの改正する条例の概要の中で説明をさせていただいておりますので、これにつきましても説明を省略させていただきます。

以上、議案第 30 号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせ

ていただきました。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。1人3回まで質疑ができます。ご質疑ありませんか。

5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 今、提案のあった町税条例の一部の改正の関係について、ちょっと質問をさせていただきます。

その前に蛇足ですけれども、今回にこうやってこの議場に新たにと言うか、初めて立たせていただいて、皆さんとのやりとりをする形になります。今後とも、よろしくお願いをしたいということを先に申し上げまして、質問に入っていきたいと思います。

今、町税条例の一部を改正する条例の概要についての説明がありましたけれども、その中で何点がちょっとご質問をさせていただきたいのですけれども、1つは国民健康保険税額の引き上げ、課税額の引き上げ、それと合わせて4番目の国民健康保険のいわゆる均等割の引き上げの問題なのですけれども、ここで現行から見ますと、例えば限度額の引き上げでいけば、課税限度額が3万円上がって56万円までになると。さらには、健康保険の均等割が1人1,000円上がって3万1,000円になりますという形で、条例としてはこういう形で提案されておりますが、まず1つは、現在のこの国保いわゆる負担の問題です。これは介護保険料とのセットにもなっていますけれども、多くの町民の方たちはやはりこの健康保険の負担の重さに、今本当に大変な思いをしているということを正直感じております。そういう中で、このような形での提案がされているのですけれども、町としてそういうこの負担軽減を求めるたくさんの声に対して、どういう形でまずどういうふうな認識を持たれているかということをお聞きしたいということです。

それともう1つは、この限度額3万円が上がると、あるいは1,000円が均等割で上がると。そのことに対する影響と言いますか、実際個々の生活にどういう形で影響を与えていくのかということ、そのシミュレーションと言いますか、そこら辺をどう考えておられるのかということもちょっとお聞きしたいなと思っております。

これは、先ほど応能負担という形のほうになっていくので、さほどでないような説明もされたのですけれども、果たして本当にそうなるのかどうか、この辺についてもちょっとお聞きをしたいなというふうに思っております。

それともう1つは、いわゆる所得に占める平均的な訓子府の平均的な国保の負担割合と言いますか、一体平均的なところでどういうふうな押さえ方をされているか、例えば年収が300万円あって負担が国保のいわゆる国保料としていくらもらっていると。そういうふうなものが、もし仮に数字として押さえられているものがあれば、ちょっとお知らせしてほしいなと教えてほしいなというふうにも思っております。

それとあと、何はともあれこういう形で国保の問題というのは非常に大変なその基金が少なくなっているという問題もはっきりいって数字から見てわかりますけれども、やはりその根底には国がいわゆるこういう国保会計に対する国庫支出金と言うかな、やはり大幅に削ってきた歴史があります。このことがそれぞれの町村において、非常に大変な思いをしながら、こういう事業を展開していかざるを得ないという中に中身になっていると思うのですが、この点に対して町長がいわゆる国に対して本当にこれがどうなのか、いいのかわりも含めて、今本当に求めなければいけないのは、その国庫負担金の引き上げという

ことがやっぱり待たできないようなちょっと状況になってはいないかと。そこら辺の見解もちょっとお聞きをしたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（三好寿一郎君） ただいま国保税率の改正に関しまして、何点かご質問がございました。

まず、現在のその国保税の負担が重いのではないかと。その軽減に対する認識をどのように持っているかということでございますけれども、先ほど説明をさせていただいた中でもございましたが、国保の税の負担割合を応益割合で45%から55%を維持いたしますと、税の負担割合の平準化という形で、低所得者の方に対します軽減割合を通常6割、4割の軽減なのですが、それを7割、5割、それから2割というふうに3段階の割合区分をとれるということになっております。

今回の限度額の引き上げにつきましては、あくまでも法定限度額の引き上げに合わせさせていただくということで、改正案を提案させていただいておりますけれども、その限度額を引き上げることによりまして、その平準化が一部崩れるという状況が出てまいります。賦課限度額を上げることによりまして、平準化の率につきましては45.47%、かなりぎりぎりの数字となります。

また、このことを受けまして、必要最小限で均等割、要は被保険者割ですけれども、この部分を1,000円引き上げをさせていただくと。これによりまして、平準化の応益割合率が46.26%となります。試算の段階でこの46%をクリアしていれば、被保険者の異動等を伴いまして平準化を維持できると。そのことによりまして、低所得者の皆様に対します減額の対応が7割、5割、2割ということであるということである程度負担軽減を図っていきたいというふうに考えております。

それから、今回の改正に伴う影響額ですけれども、現行税率で試算しました額と、今回提案させていただいております改正案に基づきまして、試算した数値との比較で言いますと、総体で約870万円税額が増加いたします。そのうち限度額に係る部分につきましては、約720万円、それから均等割額の引き上げに伴う部分につきましては、約150万円ということ考えております。

次、所得の平均的なその税額の負担割合ですけれども、ちょっと細かくその所得階層別の税額というものを手元に持ち合わせておりませんが、平均的な世帯での年税額で言いますと、約22万7,000円程度ということで数字を押さえております。

それから、このように医療費の増嵩等、または他の制度改正など伴いまして、国保会計につきましてもかなり厳しい状況になっております。この中で、国庫負担等の引き上げなどを国に求めていくということももちろん必要かというふうには思いますが、ある程度長期的な視点から、例えば医療費の抑制をどのように進めていくか、各種検診事業もしくは予防事業などを活用した中で、ある程度の時間をいただきながらも、国保の健全な財政に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま担当課長から説明したとおりでございますけれども、す

でに工藤議員がご指摘のとおり、議案書で申しますと資料1をお開き願いたいと思うのですが、これは財政調整基金及び特定目的基金の保有状況でございます。その下のほうの国保の財政調整基金で申しますと、平成19年度の末の保有見込につきましては、156万7,000円と極めて国保会計の維持が現状では難しい状況になってきているということは事実でございます。これは単純に一般会計から繰り入れするというには当然なりませんので、当然議員からご指摘のとおり、制度も含めて国や関係機関にも要望しつつ、なおかつ保険者の町民の皆さんの健康の予防等も含めた対応が早急に急がなければならないという今の状況でございますので、今回の改正についての中身につきましては担当課長が申したとおりでございますので、私の今の就任1週間の私の今の立場としては、鋭意これから努力をさせていただきたいと思っておりますのでご理解をお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 9番、川村進君。

9番（川村 進君） 今の町長のお話ですけれども、予防は当然そうなのですが、今後の進め方です、大切なのは。今、お金が足りない、お金が足りないと言っているのですが、予防について来月にでもどのようなことをやってどれだけの効果が上がるであろうかという予想のもとに、金額で表していただいきちっと説明していただきたいということ。

それと、このたばこ税が非常に有利になって、町でたくさんお金が入ってくるようになるわけです。であれば、庁舎内のたばこの吸う場所とか、そういうものはやはり僕らヘビースモーカーですから、当然もう少し改良していただいて、狭苦しいあんなところでたばこを吸うというような、そういうことは当然やめていただかないといけません。今、収入源として自主財源のほかにたばこ税がどれだけの割合を占めているかということをよく考えていただきたいということ。

それと、もう1つ、この課税限度額、国民健康保険の課税限度額が53万円から56万円に上がったということ。これは逆に言えば、税率が下がったことになるのではないのですか。今まで53万円にかけられていたものが56万円にかけられるということは下がるということで、今の健康保険の場合には人数割分とかいろいろな分があります。それによっていきますと、これは当然逆に下がるのではないのですか、ちょっとお聞きしたいのですが。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（三好寿一郎君） 今、3点にわたりましてご質問をいただきました。

まず、最初の予防関係のことに触れまして、今後のその進め方ですとか、金額で示せるかというご質問ですけれども、来年度、平成20年度から特定検診というものが制度化されて始まることとなります。その前段といたしまして、今年度国保事業といたしましてヘルスアップ事業を行い、町内の皆様の疾病状況などを調査いたしまして、それをもとに平成20年度から先ほど申しました特定検診を実施するという進めさせていただきます。

この特定検診の内容につきましては、主に生活習慣病など、それらのものの予防等を中心といたしまして、また検診を行ったあとの事後指導なども行うということで現在考えておりますが、まだ今のところ詳細につきましてはまだ決まっておりませんので、説明といたしましてはこの程度になるかと思っております。

あと金額的なものということですけども、今現在金額的なものでこの予防関係ですとか、その部分のご説明をするに至っておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

次に、国保の課税限度額の引き上げの関係で、税率が基本的には下がるのではないかというご質問でございますが、本町の国保税納税者につきましては、完全に二極化をしております。

数字的なものでご説明を申し上げますと、例えば今年度の試算の段階ですけども、所得が0の世帯、これが354世帯、26.9%、それから所得0を除く100万円までの世帯、これが259世帯、19.7%、この所得100万円までの世帯、合計いたしますと全部で613世帯になります。率で言いますと46.6%になります。また、その100万円を超えて200万円まで、これが237世帯、18%、それから200万円を超えて300万円まで108世帯の8.2%。この上にいきますと、中間所得者層というような形にもなりますけども、600万円以下まで121世帯、9.2%となっております。また、600万円を超える、これはある程度限度額に到達する世帯等ですけども、これにつきましては237世帯、18%となっております。

このような状況の中で、先ほど申し上げました賦課限度額を引き上げることによりまして、どちらかと言いますと、税負担について重く感じておられると思います中間所得者層の方々の負担の軽減を図りながら、また先ほどご説明をさせていただきました平準化の維持によりまして低所得者、先ほど613世帯と申し上げましたが、ここの部分にかかります軽減措置を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 9番、川村進君。

9番（川村 進君） 53万円から56万円になったら月額いくら上がるのですか。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（三好寿一郎君） 年間で3万円上がりますので、月2,500円ということになります。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 3点ありました質問の中で、2番目に喫煙所等のご質問がありましたのでお答えしたいと思いますけども、議員のようにたばこの好きな方は町内でどんだたばこを買っていただいて、たばこ税の収入を増やしてつなぐればいいのかと思いますけども、一方でたばこを体質的に嫌う方等がたくさんいらっしゃいますから、分煙だとか、公共施設の全面禁煙とかという流れも、非常に社会的な流れとして強いものがございます。訓子府町では分煙を中心として、丁度中ほどをとって飲まれる方もたばこを吸われない方も、頃合のところを見計らって対応をしてということでご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかが質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第30号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

テープの関係で、ここで午後3時25分まで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時27分

議長(橋本憲治君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

議案第28号

議長(橋本憲治君) 日程第15、議案第28号 訓子府町副町長定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書9ページです。

総務課長(山田日出夫君) 議案書9ページをお開き願います。

議案第28号 訓子府町副町長定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明を申し上げます。

訓子府町副町長定数条例(平成19年条例第2号)の一部を改正する。

この条例案は、当分の間、副町長を設置しないこととするため、制定しようとするものであります。

記以下の改正条文をご説明申し上げます。

附則を第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

第2項としまして、当分の間、副町長は置かないこととする。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行すると規定するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長(橋本憲治君) これより質疑を行います。1人3回まで質疑ができます。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤静基君。

7番(佐藤静基君) ただいまの条例一部改正する件についてでありますけれども、この会議で条例が可決されますと、議会としてもその何かあったときにその責任を問われることになりますので、何点かについて伺いたいと思います。

と言いますのは、前町長も不幸にして、前年度の8月でしたか、体調不良によりまして、内容的には非常に軽かったので助役が対応して難を逃れたと言いますが、町政の執行を無事に乗り切ったわけでありまして、1人の町長がすべて管理者として行うということは、非常に町民にとっても不安であろうと思いますので少し伺いたいと思います。

先の議会で、現在までの助役から一部責任を持つということで、副長町制に格上げになったことがありますけれども、この提案では新町長は副町長当分置かないという理由は何なのか。

次に、現状では町三役と言われている、数年前に収入役を廃止して、さらに今回副町長も置かないという場合、町の最高管理者としてその重責、町長1人ですべて執行することになると考えますけれども、今回の就任の冒頭の挨拶で町長が言っていましたように、今後の町政運営は極めて厳しい状況にあり、その責任の重さを痛感していると。例えば、予想されることは、町長ともなれば町外への出張、あるいは会議で庁舎を離れた場合、特別職の権限を持たない、おそらく町職員が対応することになるかと思えますけれども、それに対応が可能なのかどうなのかと。例えば、例をあげれば来客来たときに、職員の対応で失礼でないのかと。あるいは、過去にありましたように、助役会議に職員が出るのか、町長自身がでることになるのか、そういう意味の対応であります。

次に、職場では上司と言えれば親も同然と言われておりますけれども、約100名の職員を束ねる副町長の仕事は非常に重要と考えておりますけれども、冒頭に言いましたように、町長が非常に多用な中で、ある場所では日頃から職員教育の遅れを気にしておられましたけれども、それはそのような時間と言いますか、そういうのは十分とれるのであろうと。

次に、行政運営が非常に厳しい中で、執行責任者として町民が町政の先行きを非常に心配している中で、今大事なことは町政に絶対の信頼と安心を求めている。いわゆる月並みの言葉でいえば、骨太の執行体制をとり、町長が安心して外交なり、町民に接するそういう重要な仕事があると思えますけれども、その場合、副町長を置かないで対応が可能なか非常に不安であります。

最後に、当分ということでありまして、どういう状況になったときに、補充することになるのか、その期間と言いますか、大体町長の考え方でどれぐらいの期間を必要と考えておられるのか、お答えをいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 副町長を置かない議案に対しまして、6点のご質問をいただきました。

まず1つは、当分置かない理由は何かと。これは私自身の考え方では、まさに財政的な理由が一番の問題でございます。この今年度の予算は骨格予算でございます。その骨格予算も様々な理由がございますけれども、基金の取り崩しを行わなければ、予算の成立ができないという大変厳しい状況の中で、私自身は町の執行をしなければならない。その点で申しますと、地方自治法でいう第161条でいう都道府県に副知事を、市町村に副市長を置くと。ただし、条例で置かないことができるというこの意味は、まさにそういう町の今の置かれた状況の中での副町長を置かないで、その財源を新たに様々な課題であるでありましょう職員の登用や、あるいは福祉等の予算に充てていかなければならないということでご理解をいただきたいと思えます。

町長の権限がある意味では集中、あるいはいない場合等の不安があるのではないのかと。さらには、関連して職員を束ねていく等のことについて大丈夫かということでございます。これは、地方自治体の町が責任を持つのは地方自治体の執行機関であります。この執行機関を動かすために、長の下にそれを助ける機関、職員が必要になるのは当然でございます。その地方自治法でいう補助機関が、実はその職務を職員が行うということでございますけれども、その地方自治法の第154条に、普通地方公共団体の長は、その補助機関たる職員を指揮監督するのだと。そして、町長はその補助機関のトップに位置するものでござい

ますから、もちろん副町長も町長のもとで働く補助機関の職員の一員でございますから、その指揮監督に従わなければならないというのは当然のことでございます。

地方自治法の第167条では、副町長は町長を補佐して、その補助機関の職員の担任する事務を監督し、さらに町の職務を代理するということが明記されてございます。もう少しわかりやすく申しますと、町長が町長を補佐するというこの中で、事務を処理するにあたって内部的に補佐するのが副町長の仕事でありますし、その点で言いますと、長と副町長は一心同体の関係でございます。行政の最高方針の決定に参画することはもちろんでございますけれども、助言をすること、さらに諸規定に基づいて長の権限に属する事務を専決や代決し代行するなどの執行機関の内部においての事務処理を補佐することがこれに該当することでございます。

さらには、長の委任を受けてその権限に属する事務の一部を処理することも当然でございますし、臨時に代理することも決められておりますし、補助機関の職員の行う事務を監督することが副町長の仕事でございます。その点でございますと、副町長の任務と権限というのは、大変大きなものであることは私自身も含めて理解しているところでございますので、その旧助役、副町長の職務というのは、ある意味では当然必要なものなのだ。

しかし、なおかつ地方自治法でいう置かないことができるという定めは何かというのは、私自身の一言で申すなら、先ほど言いました財政上の理由とこの緊急の状況を何とかしたい。その思いでございます。それは、副町長の置いた場合の人員費を住民サービスや職員の人員費等に充てていかなければならぬだろうということでございます。その負いを私自身の職務の膨大さと、さらには職員に過大なる負担をかけることは承知の上でございますけれども、この難局を私は100人に及ぶ職員と共に乗り切っていく時期に来ているのではないかというふうに認識して提案させていただいているところでございます。

さらには、どういう行政運営なのかと。今私自身が考えているのは、課長の兼務でございますけれども、一般職で参事職を充てたいというふうに考えてございます。参事職は、単数か複数かは、これはこれからの状況を把握しながら、その日常の業務を充てたいと。

さらには、その期間は当分の間というのはいつまでなのかということでございますけれども、私は当分は最大で申し上げれば、この私の任期中の平成23年4月30日までというふうに考えてございます。

しかし、町民の皆様、副町長を置かないことによって、ご不便や不安や行政運営に支障を来すようであれば、改めてこれは議会に提案をさせていただきたいと。当面はその厳しい状況の中で、この難局を乗り切っていくために、ご理解を議員の皆様にもお願いしたいのが私の考え方でございます。

議長（橋本憲治君） ほかが質疑ありませんか。

7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） ただいまの町長の町に対する財政再建の強い思いは痛いほど理解できます。裏を返せば、私は非常に言葉の端はしに自身は溢れているのですけれども、実際問題として、非常に一方では1人ということは不安を感じております。確かに、先ほどはじめに例を出して、やはり人ですから、それなりにやっぱり相当激務になり、体調を崩すということも考えられますので、一つの考え方としてしっかりとした例えば「訓子府丸」の船団を運営するには、それなりのやっぱり重要な幹部を備えて万全で配置するというの

も、ある意味ではお金は確かに目に見えてはこないかもしれないけど、それ以上の行政の仕事というのは重要だということも十分承知であろうと思います。

そういったことで、今ここで先行きどうこうということは非常に言えませんけれども、少なくとも町民は非常に難しい中で、選挙中も非常に奮闘されて栄位を勝ち取ったあの姿を見ると、たくましさは感じますけれども、その辺に十分一つ留意されて対応していただきたいと。

今ここで条例が決まったとは言え、大事な町民の生命と財産を守る大事な行政でありますので、不都合なときにはぜひ一つ惜しみなく副町長を置くような、そういう考え方も一つ念頭においてやっていただきたいというふうに考えます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 議員の私自身に対する激励と、ある意味では1日足りともその行政運営が途絶えてはあってはならないというお言葉として、私自身は真摯に受け止めてまいります。

同時に、地方自治法の第152条に町の職務の代理という規定がございます。町に万が一のことがあったときには、当然副町長でございます。あるいは、副所長にも何かあったときには、上席の課長、それに代わる者、指定する職という法は、その精神において、自治体の長が事故あるときも予測しながらの規定を設けてございます。私はそのようなことはあってはならないというふうに思っておりますけれども、日常の業務に鋭意努力しながら、議員のまた町民各位の期待に応えてまいりたいと思いますので、お力添えを改めてお願いしたいところでございます。

議長（橋本憲治君） ほかが質疑ございませんか。

3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） ただいま副町長定数条例の改正に対して、佐藤議員から縷々質問がございました。

その質問回答の中で、参事職を充てるという考えを示されました。このいわゆる今までの助役の職務を置かないということによる様々な課題があると思います。それに対して、参事職をもって充てるというふうに私は受け止めたところでありますけれども、参事職の位置関係と言いますか、その職責また職務の内容等について、お示しをいただければ一つは思います。

また、実際には今年度の3月定例議会において、助役がない状態の中で、予算定例議会を乗り切ったという意味からすると、うちの町の町職員の少なくともここにいらっしゃる説明員の力量というものが相当高いのだというふうに認識してもいいのではないかとこのふうには思いますけれども、今までと同じようなその職員の意識では、おそらくこれから今町長も言われました財政難の中、また先ほど議論されました国保の財政状況等々も考えますと、なかなか難しいものがあるだろうと思います。いかにして、少ない人数の中で結果を出していくかと。まさに、ここは意識改革から始めなければならないのではないかとこのふうには私は思いますけれども、その意識改革も含めた対策として何を考えているのか、その辺についての説明をいただければというふうに思います。

以上です。

議長（橋本憲治君） 本日の会議時間、議事の都合によりあらかじめこれを延長したい

と思います。よろしいですね。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 町長。

町長(菊池一春君) 2点にわたってご質問がございました。

平成19年1月1日で、副町長を置かない道内の自治体は、16市町村というふうに報道されているところでございます。全国的な調査を私は職員にお願いをして、調べていたところでございますけれども、近々のものはございませんので、ただ、平成18年4月1日現在で、市で802団体のうち85団体、町で1,656団体のうちの24団体。これは合併で今市町村数が1800何某なっておりますから、平成18年4月1日現在ということでございますから、その点で申しますと、全国的には副町長を置かない自治体というのはかなり存在しているということでございます。

私の知る限りの長野県や、あるいは道内のその代わる者について多くは、特別職ではなくて一般職。それは、多くは総務課長等の兼務ということでございますので、特別職を新たに配置するということではございませんので、総務課長もしくは企画財政課長等に参事職を兼務させていただくと。ただし、重要な問題等がございますから、果たして1名でいいかどうかということは、まだちょっと検討させていただかなければなりませんので、状況によっては総括参事、あるいは一般参事という形で、複数を置おきながらということも視野に入れなければなりませんけれども、大体全国の自治体を見ても、参事職を一般職で兼務をさせて充てるというのが状況でございますので、私自身もそれらの先例に学びながら検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、大変職員の意識改革が大事ではないかという、上原議員からの質問でございます。私自身は、この2月から4月いっぱいまでの3ヵ月間副町長がいない、当時で言いますと助役がいない中での職員のがんばりと、乗り切ってきたその力を信じておりますし、そして、さらにこれからの厳しい状況の中で、100人に及ぶ職員が英知を發揮しながら職員の期待に応えてくれるということを確認しているものでございますけれども、私はこの間に申し上げてまいりましたのは、行政と町民の協働、協力して働くという総合計画にも議員さん方のご理解をいただきましたけれども、しかし、その前提として、全体の奉仕者たる公務員としての姿勢、とりわけ町民の喜びを生きがいとする職員として、私も含めて奮闘させていただくということをごここに誓い申し上げ、さらには意識改革のために、少ない人数の中で大変な業務が待ち受けておりますけれども、研修等を含めて努力してまいりたいと思いますので、これもまたご指導とご協力をお願いしたいところでございます。

議長(橋本憲治君) 9番、川村進君。

9番(川村 進君) 菊池町長は、町政に35年関わってきて、今回副町長を置かないでがんばると言っています。であれば、現職で町職員であったときにもっとがんばれたのではないですか、どうですか。

私は考えますに、町職員が今町民からどのようなことを言われているか、これをよく考えてもらいたいと思います。「給料ばかり高くて何もやっていない」これを町民がどれほどの人が言っているか、これをよく噛みしめてもらわないといけないと思います。まず、「町長になったから町職員をこのようにしてがんばってもらう」というのではなくて、仲間として町職員があなたについていたわけです。そのときになぜできなかったか、それが今で

きるわけがないというのが私の考え方なのです。そして、その理由付けが、財政が苦しいから、金がないからやるというのでは、これはどこのどなたに聞いていただいても不合理な話だと思えます。どうでしょうか、町長。これは当然、町長が何々課長、最後出納室長でした。そのときにできたいろいろな問題ではなかったのですか。そのときに、出納室長やられていたときに「どうだろう、みんな」と、「この情勢では町は成り立っていかないぞ」と。当然そういうお話があって、そして、町長選挙に「こういうことを私はやってきました。そして、町長選挙に打って出ます」というのが、僕は形だと思えます。どうですか、その件についてお話お伺いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 34年間、この訓子府町の自治体職員として勤めさせていただきました。20年6ヵ月が教育委員会の専門職員としての仕事でございます。そして、3年間は企画財政課の職員、そして、さらには福祉保健課、生活環境課、最後は今ご指摘のございましたように出納室長でございます。私自身の仕事の評価につきましては、各人いろいろな考え方があると思えますけれども、私自身ももし川村議員がおっしゃるとおり、職員としての責任があるではないかということをご指摘されれば、私自身もまだまだ反省しなければならぬこともたくさんございますし、そのときそのとき全力投球で歩んできたのは私自身の思いでございますけれども、ご指摘のとおりのところは否定するものではございません。今後、さらに精進して学び、町民と共に歩む考えでございますのでご理解をいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） ほか質疑。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） それではがんばってもらうことで、私は今回菊池町長のこの条例に賛成したいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかご質疑ございませんか。

2番、西山由美子君。

2番（西山由美子君） 今町長の固い決意をお伺いしましたけれども、1つだけ、町長ではなくて、それを受ける課長職の方たちのどなたでもよろしいですので、これから町長と一緒にやっていく上で、たくさんの責務があるわけですので、その一緒にやっていくという決意を一言でよろしいですのでお聞きしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山議員、町長に対する全体の質問でなければ、課長全員に伺うということになりませんので、代表で誰かということか指名していただけると。まず、町長代表して、職員をまとめておりますので、その意味も含めて町長答えていただけると思えますので、町長。

町長（菊池一春君） 私も地方公務員の1人として、職員と町民の抱えている様々な課題や難問に対して、先ほどから申し上げているとおり、全身全霊を傾けてがんばる決意でございますし、当然全体の奉仕者たる役場職員は、あるいは教育委員会関係機関の職員の皆さんを含めて、共に歩むことを確信して答弁にさせていただきます。

議長（橋本憲治君） ほかご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号

議長(橋本憲治君) 日程第16、議案第29号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(山田日出夫君) 議案書10ページをお開き願います。

議案第29号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明を申し上げます。

町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和25年条例第15号)の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

記以下の改正内容をご説明いたします。

この条例は、当分の間、町長の給与月額を減額するための改正でございます。

附則を附則第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

第2項としまして、当分の間、町長の給料は別表1給料表に定める給料月額から23万円減額して支給する。この場合において、第3条第2項に規定する「期末手当基礎額」は、前段に規定する額とするというものでございます。

給料表に定められている町長の給与月額は73万円でございますので、この改正規定からいきますと50万円を支給するという内容になります。

また、第3条第2項に規定しております「期末手当基礎額」というのは、給料の支給額でございますので、本来73万円ということになりますが、この改正規定によりましてこの基礎額も同じく50万円に減額して、率を掛ける基礎額とするという意味でございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長(橋本憲治君) これより質疑を行います。1人3回まで質疑が行えます。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤静基君。

7番(佐藤静基君) 前段の副町長の件で大よそ想像はできるのですが、改めて2点だけお聞きいたします。

23万円の減額の目的は何なのか、目指すものは何なのか。

それと、50万円以下にした根拠について説明を求めます。

議長(橋本憲治君) 町長。

町長（菊池一春君） 私は、先ほどの議案第28号の中でも決意のほどを述べさせていただきました。

現在の73万円の給料が高い安いということではなくて、私自身は給料を自分自身の給料を減額することによって、その予算を先ほども申しましたように、他の予算の中で使っていきたいという考え方から減額を提案させていただきました。

50万円の根拠と言いますのは、町職員の課長職の私の退職するときの大体一番年上でございましたので、40万円台だというふうに記憶してございますので、50万円というのは適切な給与ではないのかと判断して50万円という提案をさせていただきました。

議長（橋本憲治君） 9番、川村進君。

9番（川村 進君） 給与、財源が少ないから下げて、それを他の何かに使いたいというのは、町長、これはお止めいただきたいと思います。財源というのは、あなたの頭と腕でもって作り上げるものなのです。あなたの給料を下げて、そして、それを財源に使う福祉を行う、教育に何々をするというお話でしたけども、これはおかしな話です。福祉も泣きます。教育も泣きます。あなたの給与を下げた金で、そのようなことが行われても誰も喜びません。いいですか、町長。ここはよくお考えいただいて、あなたの頭と腕でどこにでも泣きつき、地にへばりついて、地べたを這いずり回ってでも財源を作りますという、そういう感覚で町政に向かっていただかなかつたら、私は訓子府は乗り切っていけないと思います。ですから、給料をお下げになるのは自由です。でも、それを財源にして何々をやりますというのは止めていただかなければ、これは絶対に賛成できません。いかがですか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 町長にひとたびなつたら、政治家として可能な努力をするし、頭を下げるし、予算を確保するために奮闘するということは、言わずともがなと言いますように、当然のことです。

私自身は、給料の額ではなくて、姿勢としてそういう姿勢をこれからも貫いていきたいという思いでございます。50万円が高いか安いかは町民の決めるところでございますけれども、従来の73万円を私自身は減額してでも、予算の少しでも、確保や他の予算に使えるようなことにでもさせていただきたいという思いでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 今のこの町長の給与の減額の問題についてご議論されていますけれども、今先ほど川村議員のほうからもお話がありましたけれども、それに対して町長のお答えもありました。

私が考えるには、やはりこの町長のこの決断と言いますか、先ほどから言われているように、お金の多い少ないという問題ではなくて、自らがこの大変な状況、いわゆる先ほどの国保の問題とかちょっと出ましたけれども、本来いわゆる町民の本当に命とか、暮らしとか、本当に大変な思いをしている人たちに、今どうするのかという、その手当が本当に大変必要になっているときだと思えます。そのときに、まず何ができるかということで考えたときに、おそらく町長がそっちの福祉のほうだけではないかもしれませんが、いわゆる自分の身を切っても今のこの瞬間を何とかしたいという、その思いというのは

やはり多くの町民を、特に大変な思いをして、この町で生活をしている大変な思いをして生きている人たちのその人たちに、やっぱりどれだけ大きなその励ましになるかという、そしてもっと言えば、そのことがこれからのまちづくりに向かってのいわゆる住民参加型言いますか、本当に一体となって進むことのできる、その可能にするやはり大きな意味合いを持つものになるのではないかなというふうに思っておりますので、そういう意見であります。

それで、そのことに対して、さらにもっと足りない、本当に言いたいことがあるのであれば、町長からさらに付け加えてほしいなというふうにも思っております。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 先ほども申し上げましたように、73万円が適切か、50万円が不適切かという議論では私はないというふうに考えてございます。

先ほど、三好町民課長から低所得者層の所得が100万円満たない、あるいは300万円にも満たないという人たちの比率が非常に今高いという状況の中、私自身も胸に刻んでいるところでございますので、私自身は自分の身を切るという、しかも私は一度退職した人間でございますので、改めてそういう決意のほどを本議会において提案させていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 4番、河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 町の財政を見ましたら、38億円のうち9億円が公債費です。その中で、先ほど国保の話も出ましたが、財政調整基金が年間4,500万円がなくなって、平成19年度末には156万円。そういう中で、訓子府は今これだけ財政が大変なのだという、町民にわかっていただくためにも、それから、これからどういうふうに町政をやっていただきたいのかという皆さんのご期待に添うためにも、今町長が自分の身を削ってというお話でしたが、やはり訓子府の現状を知る上では、ないところから何を、無い袖は振れない、何をどこから財源を生み出して何に使うか、それは今これからの予算、またいろんなことが出てくると思いますが、今町長はまず何とかしたいということで決断されていきますので、私はそれを応援したいと思っております。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 答弁はいりますか。今に対して答弁。よろしいですか。応援団だと思いますので大丈夫です。

3番、上原豊茂議員。

3番（上原豊茂君） 今それぞれの議員からの質問があったところでありますけれども、この条例改正の中で、町長、副町長及び教育委員会教育長の給与に関する条例改正ということであります。

1つ確認をしておきたいのは、先ほど町長自身が自らの退職時の給与相当という表現をしておりました。これからの職員の給与推計の中で、この50万円との開きと言いますか、それが例えば逆転することがないのかどうか、その辺について1つの確認をしたいと思っております。

それともう1つは、教育長の給与に関する条例の関係でありますけれども、この件については、例えば町長と同額の想定という考え方なのかどうか、その辺についてもお聞かせをいただきたい。

先ほどからいろんな議論がありましたけれども、当然町長自ら身を削ってということもよくわかりました。しかしながら、それだけでは到底及びにつかない財政状況にあるというのも実態でありますから、いかにして、我々も含めて行政担当しているすべての者が、力結集して一つのいい結果を出せるような予算確保のための努力をするということが必要かと思えますけれども、差し当たって、何かそれらに対する構想があればお聞かせをいただきたいと思えます。

以上です。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） まず、1点目の職員の給料を逆転することはないのかということでございます。これはありません。今の状況から申しますと、職員の給料が最高額が町長の給料を超えるような状況ではもうもはやありません。むしろ、さらに厳しい状況の中に職員の給料はなっていくというのが時代の状況でございます。

それから、教育長の給料のことでございますけれども、これは今回の提案は私自身が町長として、あるいは政治家としての基本的な姿勢の問題でご提案させていただいておりますので、現時点では教育長の給料あるいは職員の給料をどのようにするかという、あるいは減額するだということについては考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

さらには、いかにしてその予算の確保に努めるかということでございます。従来の歴代の町長や副町長、昔で言いますと助役含めて、財政の効率化や行財政改革の中で相当の効率的な運営の中で行財政改革をしてきたことは事実でございますし、さらにこれらについては、経費を節減しながら進めていくということは当然でございますけれども、関連して6月定例議会でもいくつかの提案をさせていただきたいというふうに考えてございます。それは、私自身が公約として掲げております基金の新たな造成も含めて、提案をさせていただきたいというふうに考えています。しかし、これとて限度がございますので、できればまだ職員とも、明日から職員とヒアリングを開始して、今何が各課で問題なのかということ把握をさせていただこうということをお急ぎしなければならないというふうに思っておりますので、とりわけ安倍内閣が進める地域の応援戦略プラン等も含めた、これらに対する特別交付税等の対応する政策のマッチングができないかどうかということも含めた細かな検討にこれから入らせていただきますので、お時間をいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） 今、前段の件から非常に菊池町長の町政に対する前向きな姿勢と意欲が伺えたところでして、大変頼もしく感じているところです。

そこで、何点かちょっと自分の聞き間違いとか、今後のことについてちょっとお伺いをしたいのですが、この町長の給与の関係なのですけれども、50万円以下にするということは当初の立候補のマニフェストの中で聞いた覚えが今もあるのですが、その中で当分の間ということは記憶になかったのです。これ最初から出て、自分の聞き間違いだったのかどうか、まずそこを確認をしておきたいと思ひまして、その点と合わせて、その当分の間というのはいつまでなのかと。どういう腹案か何か持っているのか、その点も含めてお伺いをしたい。

それから、もう1点は、大変財政難の中であるということとは十分承知の上ですし、よく

一般的に言われる町長の給与を下げることによって、職員の給与もうんぬんというような言葉が各所で出ているのですけれども、大変財政難のときであるというようなことから、我々も議会の中で昨年、次から議員定数を4つを思い切って落とそうと。その前に2つ落としているから、大きすぎないかという意見もありましたけれども、この際思い切って4つ落とそうと。前回2つだから4つ合わせて6つになりますけれども、それぐらいの気持ちで進んできたところですが、大事なことは一般職と言うか、職員の方々と町長とか、我々とはちょっと違う分野がありまして、自分の考えではやはり職員は生活給だという。人事院勧告があって毎年下がったりいろいろありますけども、まだ一般から見たら高いという意見もありますし、国もこれからその点についてまだ手はつけるのでしょけれども、私は職員は今教育等々かかったいろんな人それぞれですけれども、生活給だということで町長のこの削減とは別にやはりそのこと十分に理解して考えるべきでないのかなということです。いろんなマニフェストそれぞれたくさんありましたけれども、その都度出てきたときにお伺いをしたいと思いますけれども、いずれにしても訓子府の財政というのは非常に厳しいということは我々だけではなくて、職員も同じだと思っています。やはり先ほど、確か上原議員からも話があったかと思いますが、今後一丸となってしっかり取り組んでいかなければならないということを考えたときに、ぜひこの新町長である菊池町長のビジョンと言いますか、町に対する意気込み、ここをしっかりと町民にわかってもらい職員にもしてわかってもらう、そのことが一番大事だと思っていますし、ちょっと前後いたしますけれども、申し訳ないと思っていますが、参事職を最悪の場合置きたいというような話もありました。この参事職というのは、一般的に考えますやはり手当か何かその点出てくるのではないかと。参事職ということで、町長の副町長の代理のような形が出てくるといことになると。一般の課長職の待遇でいいのかということについて、もし腹案が何か、あるいは職員の人たちとそういう対話をしたことがあるのかどうか、あればまたその点も伺いたいと思っています。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 50万円以下の当分の間というのは、これは副町長とも関連することでございますけれど、私自身は平成23年4月30日。すなわち、私自身が承認を選出されたこの4年間の任期中ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、職員の給料につきましては、まさに山本議員のご指摘のとおりでございます。基本的には、やる気を失わせるような給料はあり得ません。そして、この職員の給料につきましては、それぞれの年度の議会において、町長や提案したものに対する各議会の議員によって承認されてきた金額でございますので、一方的にそれをうんぬんということには現時点ではなりませんので、当面は国や近隣町村の動きを見ながら慎重に職員ともまた十分話し合いをしながら、検討してまいりたいと考えているところでございます。

それから、参事職でございますけれども、今私の頭の中には課長職と兼務ということで手当等は考えておらないということが実情でございますけれども、それでいいのかどうかということも含めて、さらに検討を加えてまいりたいと思っておりますので、これにつきましてもお時間をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） もう1点お伺いをしたい。

町長、そこまで職員のこと、町のこともすべて考えていると。財政が厳しいということですから、やはり先ほど隣の川村議員も言われたように、這ってもずっとも何とか予算をとというような話もありました。私も全くその同感でございまして、やはりこういうときだからこそ、道にもお金ないのですけども、道や国やそういったところから少しでも金利の安い資金と言いますか、そういうことをぜひ生み出してもらう、作ってもらう、それがいわゆる政治力だと思うのです。そのことが一番大きな今後の課題だろうと思っています。そのことについて、我々ももちろん援護はしなければならないと思いますけれども、今差し当たって一番できることは、そういうことが一番大きな、一方ではやらなければなりませんけれども、有利な資金をぜひ使って、長期のあるいはその低利な町長の思っているいろんな箱物だとかいろいろあるとかと思いますけれども、そのことは何が何でもやらなければならない。それはもう早いうちに手を打たないと、もう何もかにもできなくなってしまう。もし、それができるとするならば、やはり町民の負担も相当削減されていくと。そういう感じを持っているのですが、その点について菊池新町長の考えをしっかりと聞きたい。よろしくをお願いします。

議長（橋本憲治君） 町長、スケールの的に給与からちょっと大きくなっていますけれども、町長答えてくれると思いますので、町長。お願いいたします。

町長（菊池一春君） 今、すでに時代が大きく変わってきておまして、この2、3年を見ても、国・道の支出金は激減している状況でございまして。さらに、投資的事業の比率も、これは激減でございまして。政治力を私以上に持っておられた前町長の力を持ってきて、時代はその大変自治体運営の財政というのは厳しいということは、山本議員さんも含めてご理解いただけることだと思いますけれども、しかしその中であっても、私はあらゆる力を、私自身の力の無さは橋本議長をはじめ各議員、そして、町民各位の力を借りてもやらなければならないことはやって、そして、町民の皆さんの負担を軽減していくという努力を自治体の長として、当然の責任としてやらせていただくということをここで申し上げて、さらにさらにお力添えをいただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 6番、松浦啓博君。

6番（松浦啓博君） 大変町長の考え方、先ほどから聞きまして、固い決意で望まれているというのは推察できるのですが、2点ほどお伺いをしたいと思います。

まず、1点目ですが、この2項の当分の間という出だしから23万円減額するというところでございまして。少なくとも町長においては、地方公務員という立場にあります。そういう中で、今後人事院勧告等の勧告がなされる、出てくるだろうと思っておりますけれども、そういう中で、例えば人事院勧告でいくら下がる、あるいはまたいくら上がると。そういう状況が出てきたときでも50万円を進めるのか、それとも人事院勧告に従って、その比率をあるいは上下させるのか、それをまずお伺いをしたい。

それから、もう1点でございまして、当然新しい新町長ですから、今後における報酬給与の関係で、町長は諮問機関である報酬審議会にかけると思います。そういう中で、出てきた数字が今町長が言う50万円という数字であればいいのですが、万が一、報酬審議会の中でその数字が思惑と違った場合どう対応するのか、その辺をお伺いをしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 23万円の減額に対して、公務員の人事院勧告が出されたときに、その勧告を従うかというご質問が1点目でございます。あくまでも参考にはさせていただきますけども、政治家たる菊池のこの4年間の公約でございますので、優先をさせていただくように私はそのように決意しております。

2点目でございます。新町長の報酬審議会でございますけれども、先ほどの回答答弁にも関連しますけれども、私自身は議会を出てきた数字、上げることは審議会であれですけど、今回のように下げると、しかも30数%下げるという状況の中では、今回も一度受け取ると返せないといういろんな問題もございましたから、今回の臨時議会で提案させていただきましても、この50万円の審議会の対するご意見については参考意見としてはお伺いすることがあるかと思いますけども、しかし、この4年間は50万円で通させていただきます。ご理解をいただくように、私自身もこれから努力してまいりますのでご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかが質疑ございますか。

10番、小林一甫議員。

10番（小林一甫君） たぶん私が最後の質問になるかと思いますけれども、今までいろんな方々がご質問されて、町長のこれからの対応について質問したわけでありまして、町長が今回の選挙の中で、マニフェストとして掲げた公約をこれから4年間で進めていくというような姿勢をきちっと答弁の中で申されておりますし、川村議員、また山本議員の厳しい意見の中でもきちっと対応をしております、これから4年間新町長に期待できると、そういうような考えを持っております。

今町民の方が何を考えているのか、何を議会なり、町政に求めているのかというようなことは、今回の選挙できちっと結果が出てきていると、そういうふう感じております。私も河端議員と同じで、町長の応援ということで答弁はいただきませんけれども、今後ともぜひ町のためにがんばっていただきたいと思います。

以上です。

議長（橋本憲治君） これからできれば行政者に、執行者に対しての質問をぜひお願いをしたいと思っております。

ほかが質疑ございませんか。

総務課長。

総務課長（山田日出夫君） お時間をいただきまして、附則の説明を漏らしたようなので、大変申し訳ないのですが、この時間にさせていただきますと思います。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、平成19年5月1日から適用するということでありまして、ご議決いただきましたら、直ちに交付いたしまして、給与の支給基準であります月のはじめに合わせまして5月1日から適用するということでございますので、今月分の町長の給与が50万円になるということをご理解をいただきたいと思います。

大変失礼しました。

議長（橋本憲治君） ご質問ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） 反対いたします。

理由付けが、給与を下げた金で何かをやりたいというのは、これは誠にもって恥ずかしい理由付けです。ですから、ダメです。今はっきり言いまして、町職員の給与と言われて今すぐども、町の中小企業の働いている方の給与が平均これだけであると。だから、私はそれに合わせて私の給料を見たときに高すぎるから下げるということでしたら賛成します。しかし、それが違ってそこで下げられた金を余所に使いますという意見では賛成できません。

以上。

議長（橋本憲治君） 本案に対する賛成討論の発言を許します。

10番、小林一甫議員。

10番（小林一甫君） 先ほど、私が応援ということで申し上げたのは、たぶん討論はないであろうということで申し上げた経過がございます。

ただいま、川村議員のほうから反対討論ということで出ておりますので、若干ではありますが、重複すると思えますけれども、賛成討論をさせていただきたいと思えます。

私も、先ほど町長の姿勢に対していろいろこれからの取り組みの中で、期待のできるというような部分で応援したいということをお願いしたけれども、今も同じような気持ちでございます。そうした中で、これからの町長の行政の進め方に期待いたしまして、今回の提案につきましては、賛成討論とさせていただきます。

議長（橋本憲治君） 次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（橋本憲治君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

所管事務調査について

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

議会運営委員会の委員長から所管事務調査について、平成19年度閉会中も継続して調査できるよう議決の願い出が議長に対して出ております。これを認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の委員長から願い出のあった所管事務調査項目について、平成19年度閉会中にも継続して調査できるように決定いたしました。

閉会の宣言

議長（橋本憲治君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成19年第1回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時37分

以上、平成19年第1回臨時町議会の会議録は小野事務局長が大要をまとめたものであるが、記載に相違ないことを認め、ここに署名する。

訓子府町議会議長

署名議員

署名議員